諮問庁：独立行政法人国民生活センター
諮問日：平成２４年５月１７日（平成２４年（独情）諮問第１６号）
答申日：平成２４年８月３日（平成２４年度（独情）答申第１８号）
事件名：特定農薬の人体への影響に関する商品テスト結果の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第１　審査会の結論

特定農薬の人体への影響に関する商品テスト結果（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成２４年１月２５日付け２３独国生商第２３６号により独立行政法人国民生活センター（以下「センター」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）一般家庭において生活居住空間における，「植栽管理」と称され，総合管理の名の下に行われている様々な薬品散布及び「防犯の目的」での樹木の枝おろし植替えは，生活道路を，危険な車や自転車のフルスピードのバイパスとして，ひいては，自室から一歩も外へ外出できなくなるよう仕向け，家庭生活をすることを不可能としている事態を，国民生活センターは，看過するのか。

（２）私は，園芸屋さんのいう極めて毒性の低い殺虫剤である特定農薬について，それが，慢性的にまた他の薬剤などとの，複合的な吸収（つまり壁や寝具についたものに日々包まれて暮らさざるを得ない，特に女性にとって，）どのような結果を強いることになるのかを，日本の国家としての理性を保つうえでの，最低限のモラルとして，正したいと思う。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

平成２４年１月１７日，異議申立人より，請求する法人文書の名称等について「存じ上げません。慢性特定農薬中毒の人体（含，胎児）における影響について，医学的に判明しているすべての範囲について，情報として書面による資料を入手したいと思いますので。」と記載された開示請求書が提出された。開示請求の対象となっている法人文書について明確にするため，異議申立人に補正手続を求めたが，異議申立人において，補正手続を実行するのが困難であったため，電話にて異議申立人の意思を確認したところ，特定農薬の人体への影響に関する商品テスト結果の開示を求めている

ことが確認できた。

このため，当該法人文書の有無について調査をしたものの，該当する法人文書を確認することはできなかった。

2　結論

以上の経緯から，本件開示請求に係る法人文書を保有していないため不開示とした（法９条２項）。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成２４年５月１７日　諮問の受理
②　同日　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年６月２５日　審議
④　同年８月１日　審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件対象文書について

本件開示請求は，特定農薬の人体への影響に関する商品テスト結果の開示を求めるものであり，処分庁は，開示請求に係る法人文書を保有していないとして不存在による不開示決定（原処分）を行った。異議申立人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無を検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に，本件対象文書の保有の有無について確認させたところ，諮問庁は以下のとおり説明する。

ア　開示請求時の対応について

平成２４年１月１７日に，本件に係る「法人文書開示請求書」が，異議申立人より，センターの情報公開窓口に寄せられた。法人文書開示請求書に記載されている内容からは，開示請求の対象となっている文書の特定が困難であったため，担当者より本件異議申立人へ電話にて確認した。本件異議申立人との会話の中で，異議申立人は，センターが発行していた商品テストの結果を掲載した雑誌などを目にしていた旨を発言し，特定農薬の人体への影響に関する商品テスト結果も当然あるはずであり，それを開示してほしいという趣旨の発言があった。

このため，センターより異議申立人に対して，法人文書開示請求書の補正手続を実施するよう依頼したが，実施困難とのことであったため，上記連絡の際に口頭にて確認した内容で対応することにつき，異議申立人の了承を得た上で，法人文書の開示手続を開始した。

イ　本件対象文書の探索等について

センターの商品テストは，全国の消費生活センター等で受け付けた苦情相談の解決のため，及び，製品事故を未然防止・拡大防止し，注意喚起情報を提供するため，中立的な第三者機関として行っている。商品テストは「消費者・生活者目線に立った」「取扱説明書の使用方法だけにとらわれない生活実態を踏ま

えた」という視点から実施しており，消費生活に係る衣食住・乗り物等あらゆる分野の商品がその対象となり得るものである。

センターでは，商品テストを実施した品目について，管理のためにリスト化しており，当該リストは検索が可能となっていることから，原処分においては，「農薬」，「殺虫剤」等が商品テスト品目となっている資料及び特定農薬の名称等が含まれる資料を探索した。その結果，「農薬」，「殺虫剤」について容器や表示に関するテスト結果は確認できたものの，毒性や人体への影響に関するものの存在は確認できなかった。また，特定農薬の名称等を含む資料は確認できなかった。

本件諮問に当たっては，再度入念に探索を行ったが，原処分時の探索と同様，本件請求に合致する商品テスト結果の存在は確認できなかったものである。さらに，消費生活センターから農薬等の安全性に関わる検査やテストの依頼等を受けた実績がないかについても確認を行ったが，そのような実績は確認されなかった。なお，消費生活センターに一般消費者からの苦情や相談があった場合には，農薬使用に関する安全性等については「農薬取締法」で，一般家庭の室内で衛生害虫駆除に使われるような医薬品や医薬部外品の殺虫剤の安全性については「薬事法」で基準が定められており，それぞれその運用を担う専門の機関が存在するため，それら専門機関が活用される可能性があると考えられる。

また，商品テストの実施については，「独立行政法人国民生活センター商品テスト実施規程」により，①事故や被害の状況が把握できること，②苦情品又は同型品によりテスト可能なことが条件とされており，人体へのリスクを評価するようなテストを実施することはできないことからも，本件対象文書が存在しないという結論に誤りはないものと考えている。

（２）上記諮問庁の説明に，特段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足る事情も認められない。また，本件対象文書の探索が不十分であるとも言えない。

さらに，異議申立書の記載は，商品テストを実施してその結果を開示すべきと主張しているとも解し得るが，法に基づく開示請求権は，あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であり，処分庁は，新たに法人文書を作成又は加工する義務はないものである。

したがって，センターにおいて本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，センターにおいて本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　戸澤和彦，委員　椿　愼美，委員　山田　洋